

# 岡山県立図書館雑誌スポンサー募集要領

## 1 雑誌スポンサー制度の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、岡山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

## 2 雑誌スポンサー制度の内容

広告を表示する者（以下「広告主」という。）が雑誌の購入代金相当額を負担し、図書館が購入した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に広告主名を表示し、裏面には広告を表示することができます。

## 3 広告主及び広告の対象

- (1) 広告主が、岡山県広告取扱基準第3各号に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、岡山県広告取扱要綱第4条第1項及び岡山県広告取扱基準第4各号に該当するものは、対象としません。

## 4 対象とする雑誌

雑誌スポンサー制度の対象とする雑誌は、図書館が作成した「雑誌リスト」に掲載されているものとします。

## 5 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、広告主名等を表示します。  
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内  
貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央
- (2) 提供雑誌の最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は広告主が作成してください。
- (3) 広告主名及び広告の表示期間は契約期間内に発行された雑誌が配架されている間とし、随時、広告の内容を変更することが出来るものとします。ただし、表示の開始は広告掲載料の支払い確認後とします。
- (4) 提供雑誌の配架位置は図書館が決定します。

## 6 広告の掲載期間

広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が掲載を決定した月の翌月から同年度の3月31日とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

## 7 申込の受付

申込は、随時受付します。

## 8 広告主の選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告主及び広告の内容について別に定める審査を実施します。

## 9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参、メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

## 10 契 約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書（第2号様式）により契約を締結します。

## 11 広告掲載料及び納付等

広告掲載料は、提供雑誌1誌につき年間購入見込額（広告の掲載開始日の直前に刊行された提供雑誌の単価（消費税込）に広告の掲載期間中の刊行見込冊数を乗じた額）を500円単位で切り上げた額とします。広告主は、図書館が指定した期限までに納入通知書により、広告掲載料を納入してください。

（1）支払いは一括先払いとし、雑誌の価格変動等により過不足が生じても、精算は行いません。過剰分は広告装備品等に充当します。

（2）提供雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとします。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。